

14 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱【危機管理本部】

(平成23年 4月12日 局長専決)

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会・訓練等に、職員又は、別に定める川崎市防災インストラクター（以下「インストラクター」という。）が講師として出向き、川崎市ぼうさい出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、自然災害に対する備えや市が行う防災対策についての理解と関心を深め、市民等の意識の高揚や、地域の防災活動の活性化を図るとともに、市民等との協働による防災体制の推進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する者で構成された団体とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 地震に対する備えや一般的知識
- (2) 風水害に対する備えや一般的知識
- (3) その他防災対策に関する事項

(実施場所)

第4条 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

(申込み等)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として受講を希望する日の30日前までに川崎市ぼうさい出前講座申込書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込書を收受したときは、速やかに職員及びインストラクター並びに申込団体との連絡調整を行い、実施の可否を川崎市ぼうさい出前講座実施決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 市長は、当該団体等が開催する集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 活動の効果が特定の個人等にのみ帰属するもの
- (4) その他、出前講座の目的に反し、その実施が適当でないとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定により出前講座実施の承諾を受けた申込者は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするとき

は、速やかに川崎市ぼうさい出前講座変更届出書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（費用負担）

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料等が必要となるときは、受講者においてこれを負担するものとする。

（結果報告）

第10条 出前講座を受講した団体等は、講座終了後速やかに川崎市ぼうさい出前講座受講結果報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（事業実施の事務）

第11条 この事業の実施に関わる事務は、危機管理本部危機管理部で行うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 8日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年 4月 12日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

川崎市ぼうさい出前講座受講申込書

年 月 日

(宛て先) 川 崎 市 長

団 体 名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 () _____

川崎市ぼうさい出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

実施希望日時	第1希望	年 月 日 ()
		時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日 ()
		時 分から 時 分まで
実施場所	名 称	
	住 所	
受講人数		
集会等の名称 及び目的	名 称	
	目 的	
講座内容		
備 考	※受講に際して、要望等あれば御記入ください。	

注1) 危機管理本部の業務及び派遣するインストラクターの関係上、日時等御希望に添えない場合もありますのであらかじめ御了承ください。

注2) この講座では、質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受ける場ではありませんので御理解ください。

注3) その他、要綱第7条の規定に該当する場合、出前講座は実施できません。

団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市ぼうさい出前講座実施決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました出前講座について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

実施の諾否	1 出前講座を実施します。 2 出前講座を実施できません。 〔理由〕	
日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
実施場所	名称	
	住所	
派遣する者		
講座内容		
実施条件		

注1) 日時、場所、講座内容の変更・取消等については、速やかに下記担当あて連絡してください。

注2) この講座では、質疑や意見交換はできますが、行政に対する苦情や要望を受ける場ではありませんので御理解ください。

(問い合わせ)

川崎市危機管理本部危機管理部
担当

電話： —

FAX： —

第3号様式（第8条関係）

川崎市ぼうさい出前講座変更（取消）申込書

年 月 日

（宛て先）川 崎 市 長

団 体 名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
電 話 番 号 _____（ ） _____

年 月 日付けで申し込みました、川崎市ぼうさい出前講座について変更（取消）したいので、次のとおり申し込みます。

1 次のとおり変更します。

変更希望 日時	第1希望	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
実施場所	名 称		
	住 所		
受講人数			
受講内容			
備 考			

2 受講を取り消します。

取消しの理由	
--------	--

注1) 事由発生後、速やかに提出してください。

注2) 取消しの場合は、その理由を記入してください。

